

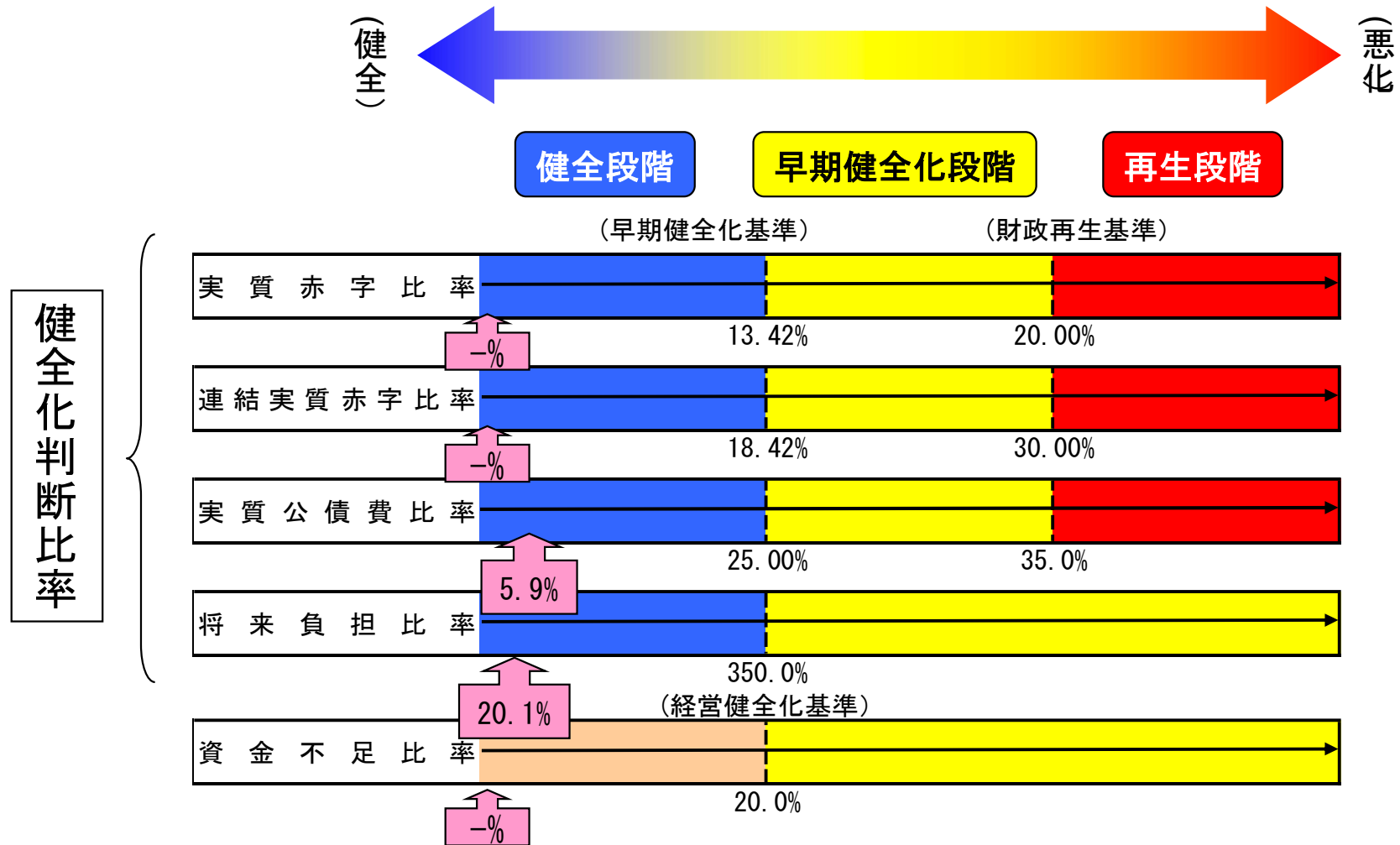
# 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」の規定により、地方公共団体は、「**健全化判断比率**」及び「**資金不足比率**」を算定して、公表することとなっています。
- これは、これらの指標から地方公共団体の財政状況悪化の様子をとらえ、早期に健全化に取り組めるようにすることを目的としたものです。
- 菊陽町の**令和4年度決算に基づく各指標**を、次のとおり公表します。

健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	-	13.42%	20.00%
②	連結実質赤字比率	-	18.42%	30.00%
③	実質公債費比率	5.9%	25.0%	35.0%
④	将来負担比率	20.1%	350.0%	

会計名		資金不足比率	経営健全化基準
①	下水道事業会計	-	20.00%
②	工業団地造成事業特別会計	-	20.00%

# 健全化判断比率及び資金不足比率に見る財政状況



- 実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であるため、「-（数値なし）」となっています。
- 資金不足比率は黒字であるため、「-（数値なし）」となっています。

# 前年度との比較

令和3年度決算(令和4年度算定)

健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	-	13.39%	20.00%
②	連結実質赤字比率	-	18.39%	30.00%
③	実質公債費比率	5.0%	25.0%	35.0%
④	将来負担比率	24.4%	350.0%	

令和4年度決算(令和5年度算定)

健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	-	13.42%	20.00%
②	連結実質赤字比率	-	18.42%	30.00%
③	実質公債費比率	5.9%	25.0%	35.0%
④	将来負担比率	20.1%	350.0%	

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
① 下水道事業会計	-	20.00%
② 工業団地造成事業特別会計	-	20.00%

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
① 下水道事業会計	-	20.00%
② 工業団地造成事業特別会計	-	20.00%

- 令和4年度決算に基づく算定では、令和3年度決算に基づく算定に引き続き、すべての健全化判断比率が健全段階にあります。
- 実質公債費比率は5.9%となり、前年から0.9ポイント増となっています。

## 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象

- 健全化判断比率の算定の対象は、右の表のとおりです。
  - ・ 本町が会計を設けている太枠の部分だけでなく、一部事務組合・広域連合なども算定の対象となります。
  - ・ 一部事務組合・広域連合は、他の市町村と共同で事務を行う組織です。
- 資金不足比率は、公営企業ごとに算定します。
  - ・ 本町の公営企業は、下水道事業会計と工業団地造成事業特別会計です。
  - ・ 大津菊陽水道企業団の資金不足比率は、企業団において算定し、公表しています。資金不足比率はありません。  
(企業団ウェブサイト <https://www.ookiku-water.jp/>)

会計等の名称		健全化判断比率				
一般会計等	一般会計	字 比率	実 質 赤	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	土地取得特別会計					
公営事業会計	国民健康保険特別会計					
	介護保険特別会計					
	後期高齢者医療特別会計					
公営企業会計	下水道事業会計	足 比率	資 金 不			
	工業団地造成事業特別会計					
一部事務組合 広域連合	菊池広域連合					
	菊池環境保全組合					
	大津菊陽水道企業団					
	熊本県市町村総合事務組合					
	熊本県後期高齢者医療広域連合					

※この資料では、会計等の名称について、適宜略称を使用します。

## 健全化判断比率の解説(1)

健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	-	13.42%	20.00%
②	連結実質赤字比率	-	18.42%	30.00%
③	実質公債費比率	5.9%	25.0%	35.0%
④	将来負担比率	20.1%	350.0%	

### 早期健全化基準 (自主的な改善努力による財政健全化)

- 4つの指標のうち、一つでもこの数値を超えれば早期健全化団体となります。
- 早期健全化団体となった地方公共団体は、「財政健全化計画」を作成し、外部監査が必要となります。
- 実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準については、標準財政規模\*1を用いて計算するため毎年度数値が変わります。

### 財政再生基準 (国等の関与による確実な再生)

- 3つの指標のうち、一つでもこの数値を超えれば財政再生団体となります。
- 財政再生団体となった地方公共団体は、「財政再生計画」を作成し、外部監査が必要となります。
- 「財政再生計画」について総務大臣の同意がなければ一部の起債ができないほか、その他の制限があります。
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合には、予算の変更等の勧告が行われます。

\*1 地方公共団体が標準的な状態で収入できると考えられる歳入の規模を表す指標を「標準財政規模」といい、これは標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額により構成されています。令和4年度の菊陽町の標準財政規模は、9,513,567千円です。

## 健全化判断比率の解説(2)

### 実質赤字比率

#### 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 地方公共団体の歳出は、年度ごとに歳入の範囲内で行うことが原則となっており、赤字が生じることは望ましくありません。
- 翌年度歳入を前年度の歳出に充てたり、債務の支払を繰り延べたり、行うべき事業を翌年度に繰り越したりしたものがあれば、実質的な赤字となります。
- このような赤字の標準財政規模に対する割合を、実質赤字比率といいます。

#### 菊陽町の場合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 706,319 \text{千円}^{*2}}{9,513,567 \text{千円}} = \Delta 7.42\% (\text{赤字なし})$$

#### 実質赤字額計算方法

(単位:千円)					(単位:千円)				
会計	歳入	歳出	繰越財源	実質収支	会計	歳入	歳出	繰越財源	実質収支
一般会計	21,579,525	20,564,230	309,365	705,930	一般会計	21,579,525	20,382,339	309,365	887,821
土地特会	181,929	181,540	0	389	土地特会	39	181,541	0	△181,502
合計	21,761,454	20,745,770	309,365	706,319	合計	21,579,564	20,563,880	309,365	706,319

純計 \*3

\*2 実質収支が黒字であるため、実質赤字額としてはマイナス(△)表記となります。

\*3 重複部分を除くため、一般会計⇄土地取得特別会計で相互に行った歳入と歳出のやりとりを調整(控除)しています。

## 健全化判断比率の解説(3)

### 連結実質赤字比率

#### 全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

- 地方公共団体では、中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、国保や下水道など、特別な収入を主な財源として事業を実施する特別会計があります。
- 一般会計等が黒字でも、特別会計で赤字があれば、地方公共団体として対処が必要です。
- その団体全体としてみたときの財政状況を把握するため、全ての会計の赤字と黒字を合算して標準財政規模に対する割合を求めたものが連結実質赤字比率です。

#### 菊陽町の場合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 1,364,887 \text{ 千円}^{*4}}{9,513,567 \text{ 千円}} = \Delta 14.34\% \text{ (赤字なし)}$$

連結実質赤字額 = 実質赤字額と資金不足額の合計額(絶対値) - 実質黒字額と資金剰余金の合計額

(単位:千円)

会計	歳入	歳出	繰越財源	実質収支
一般会計等	21,761,454	20,745,770	309,365	706,319
国保特会	3,368,841	3,296,341		72,500
介護特会	2,771,673	2,685,023		86,650
後期特会	514,285	496,646		17,639
合計				883,108

(単位:千円)

会計	流動資産 (歳入)	流動負債 (歳出)	控除財源 (繰越等)	剰余金 (実質収支)
下水道事業	1,842,436	1,385,315		457,121
工業団地 造成事業	127,690	103,032		24,658

$$883,108 + 457,121 + 24,658 = 1,364,887 \text{ 千円}$$

\*4 連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額としては マイナス(Δ)表記となります。

## 健全化判断比率の解説(4)

### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

- 地方債の元金と利子の返還額を合わせて、元利償還金といいます。
- 準元利償還金とは、一般会計等が負担している一般会計等以外の会計の元利償還金と、一部事務組合等に負担している金額のうち元利償還金相当の額です。
- つまり、実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担している元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。過去3年分を計算し、単純平均をとります。

### 菊陽町の場合

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源A} - \text{B}}{\text{標準財政規模} - \text{B}} = 5.9\% (\text{3年平均})$$

$$\text{「令和2年度(5.64590) + 令和3年度(3.79812) + 令和4年度(8.38918)」} \div 3 = 5.9$$

※参考 令和元年度(5.79936)

#### 特定財源A

元利償還金・準元利償還金に使用することが定まっている歳入のことで、純粋な町の負担にはならないことから控除して計算するものです。公営住宅の使用料がこれに当たります。

#### B=普通交付税に措置されている元利償還金・準元利償還金

元利償還金・準元利償還金の中には、普通交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されているものがあり、これにより純粋な町の負担にはならないことから控除して計算するものです。

※実質公債費比率が18%を超えると、自主的な起債ができなくなり、25%を超えるとさらに制限を受けます。



## 健全化判断比率の解説(5)

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すると見込まれる実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

- 一般会計等が将来負担すると見込まれる実質的な負債には、一般会計等の地方債、一般会計等以外の地方債、一部事務組合等の地方債のうち本町負担分、退職手当負担などがあります。
- 土地開発公社や第三セクターの経営状況によっては、その負債を負担する可能性もあります。
- ただし、その負担に充てることの出来る収入などもあることから、それらを除いた負担の見込額の標準財政規模を基本とした額に対する割合を将来負担比率といいます。

### 菊陽町の場合

将来負担額－充当可能財源等(充当可能基金額C + A' + B')

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等(充当可能基金額C + A' + B')}}{\text{標準財政規模} - \text{B}} = 20.1\%$$

(単位:千円)

**将来負担額(22,821,876)** 一般会計等地方債残高(17,416,550)、公営企業債等繰入見込額(1,866,696)、一部事務組合の地方債のうち本町負担分(3,538,630)の合計です。いずれも見込額です。

**充当可能財源等(21,113,414)** 充当可能基金額C(6,366,565)、特定財源A'(379,205)、B'(14,367,644)の合計額です。

充当可能基金額C…健全化法で将来負担額から差し引くことができるとされている基金を挙げています。なお、充当可能基金額については、一般会計等に含まれる特定目的の基金についても計上しています。

A' …実質公債費比率の算定に用いた「特定財源A」(22,746)の将来見込額です。

B' …実質公債費比率の算定に用いた「普通交付税に措置されている元利償還金・準元利償還金B」(1,046,413)の将来見込額です。

**標準財政規模(9,513,567)**

## 資金不足比率の解説(1)

	会計名	資金不足比率	経営健全化基準
①	下水道事業会計	—	20.00%
②	工業団地造成事業特別会計	—	20.00%

### 経営健全化基準 (自主的な改善努力による経営健全化)

- 経営健全化基準を超えた公営企業は、「経営健全化計画」を作成し、外部監査が必要となります。
- 公営企業(会計)ごとに比率の算定を行います。

### 資金不足比率

#### 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

- 公営企業は原則として、その料金収入で歳出をまかなうこととなっており、その資金が不足すると赤字が累積することになります。ただし、事業の性質上、事業開始当初は資金不足が発生することがありますので、将来の料金収入で回収見込みのものは差引いて計算します。
- このような公営企業の資金不足(赤字)額の料金収入等の規模に対する割合を資金不足比率といいます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

## 資金不足比率の解説(2)

### 菊陽町の場合

(単位:千円)

会計	流動資産 (歳入)	流動負債 (歳出)	控除財源 (繰越等)	資金剰余	営業収益 相当額	受託工事収益 相当額	事業の規模*5
下水道事業	1,842,436	1,385,315		457,121	946,250		946,250

### 下水道事業会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\Delta 457,121 \text{千円}^{*6}}{946,250 \text{千円}} = \Delta 48.3\% (\text{不足なし})$$

\*5 事業の規模=営業収益の額－受託工事収益の額

\*6 資金剰余(黒字)が発生しているため、資金の不足額としてはマイナス(Δ)表記となります。

## 資金不足比率の解説(3)

### 菊陽町の場合

(単位:千円)

会計	歳入	歳出	繰越等	資金剰余	資本	負債	事業の規模*5
工業団地 造成事業	127,690	103,032		24,658	874,088		874,088

### 工業団地造成事業特別会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\Delta 24,658 \text{千円}}{874,088 \text{千円}} = \Delta 2.8\% (\text{不足なし})$$

\*5 事業の規模=資本+負債

## 健全化法指標に関する留意事項と分析

### 留意事項

- これらの財政指標は、あくまで法定の指標であり、地方公共団体の財政の実態を明らかにするための基準のひとつにすぎません。
- 各指標が早期健全化基準を下回れば、財政運営上の問題がまったくないということではなく、他の指標も用いて総合的に分析を行い、必要な対応を取っていく必要があります。

### 分析

- 令和4年度一般会計等決算の実質収支は約7億632万円の黒字となりました。
- 公営事業会計等を含めた決算の実質収支においても約13億6,489万円の黒字となりました。
- 実質公債費比率は、平成28年熊本地震に伴う災害対策債及び光の森防災広場整備事業に伴う公共事業等債の元金償還開始等の影響により、元利償還金額が増加したため、令和3年度と比べて増加しています。
- 将来負担比率については、普通交付税の基準財政需要額算入見込額の増加に伴い、充当可能財源等が増加したため、20.1%となりました。
- 資金不足比率については、下水道事業会計は公共分が資金余剰金約4億5,712万円の黒字、工業団地造成事業特別会計についても約2,466万円の黒字であり資金不足は発生していません。

### 参考資料

令和4年度一般会計等決算における主な財政指標

単年度収支	706,320千円
実質単年度収支	405,564千円
財政力指数	0.96
経常収支比率	88.6%

**財政力指数:** 地方公共団体として通常必要とされる支出に対して、それに必要な収入がどれだけあるかを示す数値です。1で均衡、1より少ないと足りないこととなります。

**経常収支比率:** 自由に使える一般財源を、毎年度経常的に支出する経費に使った割合です。数値が高いほど支出が縛られ、数値が低いほど自由な財源が多いこととなります。

### 参考情報

総務省 地方公共団体財政健全化法関係資料ウェブサイト  
<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>